

**平成31年度 沖縄子供の貧困緊急対策事業「沖縄県拠点型子供の居場所運営事業」  
業務委託企画提案募集要領**

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

**1 委託業務名**

沖縄子供の貧困緊急対策事業「沖縄県拠点型子供の居場所運営事業」委託業務

**2 委託事業の目的**

本事業は、困窮世帯の子どもであって、かつ不登校や引きこもり、非行など専門的な支援を要する子どもなどに対して、食事や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行う子供の居場所を設置し、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を行うことを目的とする。

**3 委託業務の内容**

別添「平成31年度 沖縄子供の貧困緊急対策事業「沖縄県拠点型子供の居場所運営事業」に係る業務委託仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

**4 委託期間**

契約締結の日から平成32年3月31日まで

**5 予算額**

40,428,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

※この募集要領は、平成31年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、平成32年度及び平成33年度も同事業の実施を予定していることから、平成31年度から平成33年度の3カ年分を含めて企画提案すること。ただし、採択者に継続して契約することを保証するものではない。

※平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられることを考慮し、引き上げ後の見積額も作成し、その場合、金額の上限額は41,176,000円を想定している。

**6 応募資格**

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない

者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4 第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 過去5年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と各種相談支援等の委託業務の契約実績を有する者であること。
- (6) 沖縄県内に本社、又は事業所がある法人・団体であること。共同企業体の場合は、主たる構成員は沖縄県内に本社、又は事業所があり、委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(5)から(7)までの要件を満たす者であること。
  - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
  - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (8) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。
- (9) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。共同企業体の場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、労働関係法令を遵守していること。共同企業体の場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

## 7 応募手続き及びスケジュール

平成31年3月12日（火） 企画提案公募及び質問受付開始

平成31年3月18日（月） 質問事項受付締切

平成31年3月20日（水） 参加申込締切

平成31年3月22日（金） 企画提案書提出締切

平成31年3月29日（金） 選定審査会

平成31年4月以降、選定結果通知

平成31年4月以降見積提出・契約締結予定

(1) 質問事項受付

質問書【様式1】を郵送又はメールのいずれかにより受け付けるものとする。

ア 受付期限 平成31年3月18日（月）17時まで

イ 質問に対する回答

平成31年3月19日（火）までに、質問者に直接メールにて回答するほか、子ども未来政策課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出期限 平成31年3月20日（水）17時まで

イ 提出書類

- ・企画提案参加申込書【様式2】
- ・誓約書【様式3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 平成31年3月22日（金）16時（必着）

イ 企画提案書等の書類確認及び書類審査

平成31年3月22日（金）から平成31年3月26日（火）まで

※企画提案書の申請状況等により、書類審査を行うことがある。

ウ 提出書類及び必要部数

- ・企画提案応募申請書【様式4】・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）・・・・・・・・・・1部
- ・企画提案書

以下の書類を一式にまとめ、企画提案応募申請書【様式4】に添付する正本1部及び副本9部を作成し、合計10部を提出すること。なお、企画提案書は、左端を仮綴じし（A4長辺側を穴開け）、適宜インデックス等を付け全ての書類の通し番号でページを付けること。

（ア）企画提案書【任意様式】

（イ）会社等概要【様式5】

（ウ）業務実績【様式6】

業務実績は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

（エ）経費見積書【様式7】

（オ）定款、規約等

（カ）その他、法人等の概要が分かる参考資料等

エ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

- (4) 各書類の提出先  
「14 問い合わせ先」と参照

## 8 企画提案書の作成方法

企画提案書【任意様式】は、原則A4版25頁以内。

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「5業務の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- (1) 企画提案の概要に関すること。
- (2) 業務の内容に関すること。
- (3) 独自企画提案事業に関すること。
- (4) 業務スケジュールに関すること。
- (5) 業務の実施体制に関すること。
- (6) 業務実績に関すること。

※この募集要領は、平成31年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、平成32年度及び平成33年度も同事業の実施を予定していることから、平成31年度から平成33年度の3カ年分を含めて企画提案すること。ただし、採択者に継続して契約することを保証するものではない。

## 9 プレゼンテーション

- (1) 提出された企画提案書等により、提出者による25分程度のプレゼンテーションを実施する。
- (2) プレゼンテーションは、平成31年3月29日（金）を予定しているが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間と場所を連絡する。
- (3) 時間配分は、プレゼンテーション10分、質疑15分とする。

## 10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6) あらかじめ提出した企画した提案書に基づき説明すること。提出した企画提案書及びその簡略版以外のプロジェクター投影はできない。

## 11 委託事業者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、応募者を3者程度選定する。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行う。

## 12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

## 13 契約締結時の留意事項

### (1) 契約締結の手続き

ア 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結するものとする。

イ 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

### (2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変更後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行います。

### (4) 元号の改正後は、本要領中の「平成31年」を「新元号元年」に「平成32年」を「新元号2年」に、「平成33年」を「新元号3年」に読みかえるものとします。

## 14 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 子ども生活福祉部 子ども未来政策課 事業推進班（担当：伊禮）

電話番号 098-866-2100

電子メールアドレス：aa031607@pref.okinawa.lg.jp